

通算法人の特別試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

通算法人の特別試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書			事業年度	：	：	法人名			
他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「19の計」)－(別表六(十二)「3」)	1	円	税 額 控 除 可 能 額 ((7) と (10) のうち少ない金額)				11	円	
			控 除 分 配 割 合 (別表六(十二)「7」) ÷ (9)				12	―――	
各通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額 (1) + (別表六(十二)「3」)	2		税 額 控 除 可 能 分 配 額 (11) × (12)				13	円	
			こ の 申 告 が 修 正 申 合 で あ る 場 合 合 非	当 初 申 告 税 額 控 除 可 能 額 (当初申告の(11))	14				
当 初 申 告 税 額 控 除 可 能 分 配 額 (当初申告の(13))	15								
	(11) ≥ (14) の 場 合 (15)	16							
(11) 税 額 控 除 超 過 額 (14)－(11)		17							
	(15) > 0 の 場 合 の 税 額 控 除 可 能 分 配 額 (15)－(17) (マイナスの場合は0)	18							
(17) > (15) の 場 合 の 税 額 控 除 超 過 取 戻 税 額 (17)－(15)		19							
	非 特 定 欠 損 金 額 が 当 初 申 告 非 特 定 欠 損 金 額 を 超 え る 部 分 の 金 額	20							
他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「22の計」)－(別表六(十二)「7」)	8			(20) の 法 人 税 額 相 当 額	21				
					(21) の 当 期 税 額 基 準 額 (21) × $\frac{10}{100}$	22			
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (8) + (別表六(十二)「7」)	9			調 整 後 税 額 控 除 可 能 額 ((7) と ((10)－(22)) のうち少ない金額)		23			
					(14) > (23) の 場 合 の 非 特 定 欠 損 金 調 整 取 戻 税 額 (14)－(23)	24			
法 人 税 額 基 準 額 ((9) + (別表六(十三)「18」)) × $\frac{10}{100}$	10								

別表六(十二)付表二 令七・四・一以後終了事業年度分